

副本

令和4年（行ウ）第302号・令和4年（行ウ）第446号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告 [REDACTED] 外9名

参加原告 [REDACTED]

被告 千代田区長

答 弁 書

令和4年11月8日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部（送達場所）

電話（5210）9860

FAX（5210）9711

被告指定代理人

阿部 孝



同

合田



同

品治








同

須貝 誠



代

同	山 本 恭 平 
同	石 綿 賢 一 郎 
同	山 口 和 久 
同	沼 田 竜 輔 
同	高 木 裕 平 

目次

第1 本案前の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁

第2 請求の趣旨に対する答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

第3 令和4年7月22日付け訴状訂正申立書による訂正後の
同年7月11日付け訴状（以下「本件訴状」という。）に記
載された請求の原因に対する認否・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁

第4 令和4年8月8日付け訴状（ただし、同年9月9日付け
上申書により、本件に共同訴訟参加する旨申し出る趣旨と
されたもの。以下「本件申出書」という。）に記載された
請求の原因に対する認否及び反論・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

第5 本件工事を含む本件通りの整備工事等について・・・・・・・・ 6 頁

第6 事実の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁

第7 被告の主張—本件訴状に対する反論—・・・・・・・・・・・・ 24 頁

第1 本案前の答弁

1 答弁の趣旨

- (1) 本件訴えのうち、請求の趣旨第2項に係る訴えを却下する
 - (2) 訴訟費用及び参加によって生じた費用は原告ら及び参加原告の負担とする
- との判決を求める。

2 却下を求める理由一被告適格を欠く者に対する訴えであること一

- (1) 本件訴えのうち請求の趣旨第2項に係る訴えは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）242条の2第1項1号に基づき、令和3年10月14日に、千代田区と訴外大林道路株式会社（以下「訴外大林」という。）との間で締結された神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事に係る工事請負契約（以下「本件工事契約」といい、同契約に基づいて実施される整備工事を「本件工事」という。）に基づく残代金2億7816万6140円（以下「本件残代金」という。）の支払いの差止めを求めるものと解される。

上記差止めの対象である本件残代金の支払いというのが、地方公共団体の長から会計管理者に対してなされる支出に係る命令

（法283条、232条の4第1項、地方自治法施行令（昭和23年政令第16号。以下「法施行令」という。）160条の2参照）のことを指すのか、当該支出命令を受けて会計管理者が行う支出（法283条、232条の4第2項。以下「狭義の支出」という。）のことを指すのか定かではないが、法242条の2第1項1号に基づく請求の被告となるべき者は、差止請求の対象たる当該行為をなすべき権限を有する当該地方公共団体の執行機関又はその補助機関としての職員であるとされ（東京地方裁判所昭和

50年12月24日判決・判時807号16頁)、その権限が委任されている場合には、その受任者のみが被告適格を有するとするのが裁判例の大勢である(「東京地方裁判所昭和56年6月18日判決」・行集32巻6号931頁及びその控訴審である「東京高等裁判所昭和57年4月28日判決」・行集33巻4号916頁、「東京地方裁判所平成6年12月5日判決」・民集54巻9号2771頁及びその控訴審である「東京高等裁判所平成7年12月20日」・民集54巻9号2787頁)。

- (2) この点、本件残代金に係る支出について、そもそも狭義の支出を行う権限は会計管理者にあり(法283条、232条の4)、また、千代田区においては、支出命令を行う権限は被告から被告の補助機関たる各課長等に委任されているため(法施行令173条の3に基づいて制定された千代田区会計事務規則(昭和39年4月1日規則第3号。乙1)4条。なお、法283条、153条1項及び232条の4第1項参照)、被告はいずれの権限も有していない。

しかるところ、原告らは、上記のように権限を有しない者を被告として、法242条の2第1項1号に基づく差止めの訴えを提起しているものである。

- (3) したがって、本件訴えのうち、請求の趣旨第2項に係る訴えは、被告適格を有しない者を被告として提起された不適法な訴えというほかないため、却下を免れない。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告ら及び参加原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用及び参加によって生じた費用は原告ら及び参加原告の負

担とする

との判決を求める。

第3 令和4年7月22日付け訴状訂正申立書による訂正後の同年7月11日付け訴状（以下「**本件訴状**」という。）に記載された請求の原
因に対する認否

1 「1」について

(1) 「(1)」は認める。

(2) 「(2)」は、本件訴えが千代田区長を被告とするものであること、同区長が契約の締結又は債務その他の負担（いわゆる支出負担行為（法232条の2））をする権限を有することは認め、その余は否認ないし争う。

同区長が支出命令及び狭義の支出を行う権限を有していないことは上記のとおりである。

2 「2」は認める。

3 「3」について

神田警察通り（特別区道第389号。以下「**本件通り**」という。）のⅠ期区間（本件通りのうち、雉子橋通りから白山通りに至るまでの区間。以下同じ。）の整備工事において、街路樹が伐採されなかったこと、及び、本件工事契約が千代田区議会の議決を経て締結され、同契約に基づき、訴外大林に対し前払金1億円が支払われたことは認める。

その余の事実のうち、下記第5及び第6に記載された事実に対する部分は知らないし否認し、主張は争う。

4 「4」ないし「9」について

同所に記載された事実のうち、下記第5及び第6に記載された事

実に反する部分は知らないし否認する。

主張については、下記第7のとおり、争う。

第4 令和4年8月8日付け訴状（ただし、同年9月9日付け上申書により、本件に共同訴訟参加する旨申し出る趣旨とされたもの。以下「**本件申出書**」という。）に記載された請求の原因に対する認否及び反論

追って主張する。

第5 本件工事を含む本件通りの整備工事等について

1 本件工事を含む本件通りの整備工事の概要

本件通りの整備工事は、同通りの歩道空間の拡幅と快適化、自転車走行空間の整備、街路樹の整備及び街路灯の整備等を目的として実施される工事である。

具体的には、本件通りの車道を4車線から3車線に減じ、その分、歩行者と自転車の空間として、本件通りの両側の歩道を拡幅し、併せて自転車走行空間を新設するというものである。

本件通りのうち白山通りから千代田通りに至るまでの区間（以下「**本件工事区間**」という。）で実施される本件工事も同様に、車道の車線を減らして歩道を拡幅するほか、従前、大型車両の長時間の駐車が問題視されていたことを踏まえ、車道の歩道付近に設けられていた停車帯を廃止する代わりに、荷捌きをはじめとする短時間の駐車のみを可能とする駐車ます（駐車スペース）及びパーキング・メーター（道路交通法（昭和35年法律第105号）49条参照）を部分的に設置するといった整備を行うことを内容とするものである。そしてその際、歩道拡幅の支障となるイチョウ32本（以下

「本件街路樹」という。)を伐採または一部移植の上、替わりに、ヨウコウザクラ39本を植栽することとしている(乙2)。

2 本件通りの整備工事の位置づけ

本件通りの整備工事は、同通り沿道のまちづくり(以下「本件まちづくり」という。)の一環として実施されるものである。

そして、千代田区においては、本件まちづくりの目標やその実現に向けた取組みに関し、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」(以下「本件整備構想」という。乙3)や「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」(以下「賑わいガイドライン」という。甲B2及び甲B3)が策定され、本件通りの整備工事も、これらの整備構想等の定める方針等に沿って実施される。

(1) 本件整備構想について

本件整備構想は、本件まちづくりの骨格となる考え方を提示し、住民、企業及び行政等の関係者による具体的な取組みの指針となるものである(ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)上の都市計画として決定されたものではない。)

同整備構想においては、本件通り及び同通り沿道の整備方針並びに当該方針に基づく各取組み内容についても言及されている。

すなわち、本件通り沿道地域の課題として、同通りは歩道が狭く、自転車と歩行者が混在していること等が挙げられ、同通りを車中心から人中心の道路とするという指針の下、歩道部の拡幅、並木道の整備及びパーキング・メーターの原則廃止に取り組むほか、本件通りの沿道を3つのゾーンに分け、それぞれの特色を活かしたまちなみを形成していくこととされている(乙3・3、7及び8頁)。

以上のほか、本件整備構想では、従前の神田警察通り沿道まち

づくり検討委員会の体制を発展させ、本件まちづくりについて話し合うための協議会を設置することについて言及されているところ（乙3・11頁参照）、これを受け、千代田区は神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「**本件協議会**」という。乙4）を設置した。

(2) 賑わいガイドラインについて

賑わいガイドラインは、本件整備構想の実現に向け、本件まちづくりの取組方を提案するものであり、本件通りの整備等を行う上での指針として、同時に、同通り沿道の各ゾーンにおけるまちづくりのイメージの共有を図るものとして策定されたものである。

本件通りの整備についての具体的な指針（車線数を減少し、駐車レーン（停車帯）を原則廃止すること等）及び当該指針に基づく各取組み（歩道空間の拡幅、自転車走行区間の整備、街路樹の整備及び荷捌きや駐車の制限）について定められているほか（甲B3・5ないし7頁）、本件通り沿道の各ゾーンにおけるまちづくりの指針及び具体的な取組内容について定められている（甲B3・10ないし21頁）。

なお、賑わいガイドラインの内容は、当初から、必要に応じて発展、改良されることが予定されていたところ（甲B2・1頁下部の「※」）、下記第6の17(1)のとおり、事後的にその記載の一部が修正されている。

3 本件通りの整備工事に当たって依拠すべきその余の規制等

(1) 千代田区道路整備方針

千代田区道路整備方針（以下「**道路整備方針**」という。乙5）は、本件通りを含む千代田区道全般の整備や維持管理、利活用等

に関する方向性を定めるものである。

同整備方針では、道路整備についての個別指針に加え、街路樹整備の個別指針、すなわち、道路空間の制約を十分考慮した樹木を選定することを基本とすること及び樹木の持つ特性を十分に考慮の上、自然樹形を活かす維持管理を推進すること等、街路樹の整備に当たっての基本的な視点について言及されているほか（乙5・4-9ないし4-11）、樹木選定にあたっての留意事項についても記載されている（乙5・参考-6）。

(2) 本件通りが特定道路であることに伴う規制

本件通りは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「**移動等円滑化法**」という。）2条10号及び同法施行令（平成18年政令第379号。以下「**移動等円滑化法施行令**」という。）2条に基づき、国土交通大臣によって指定された特定道路である（乙6・2及び3枚目）。

移動等円滑化法上、道路管理者は、特定道路を条例で定める基準に適合させなければならない（同法10条）とされるところ、千代田区においては、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例（平成25年3月29日条例第19号。以下「**本件条例**」という。乙7）及び同条例施行規則（平成25年4月1日規則第26号。以下「**本件施行規則**」という。乙8）において、千代田区道のうち特定道路の指定を受けているものについては、当該道路の歩道の有効幅員を、歩行者の交通量の多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとされている（本件条例37条及び39条、本件施行規則27条1号）。

なお、国土交通省の定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（概要版）」（以下「円滑化ガイドライン」という。乙9）では、歩道の有効幅員「2メートル以上」というのは、車椅子使用者同士が、車椅子を使用しながらいつでもすれ違えるようにするための幅員であるとされている（乙9・5頁）。

(3) 建築限界について

建築限界とは、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するため、ある一定の幅及び高さの範囲において障害物の設置が禁止されるという、空間上の規制のことである（道路構造令（昭和45年政令第320号）12条）。

本件街路樹のような路上施設（道路構造令2条19号）のある歩道においては、道路構造令12条第二図のように、当該路上施設が設置されている範囲を除き、地上から2.5メートルの高さの範囲内に障害物を設置することが禁止されている（なお、乙5・参考－5参照）。

(4) パーキング・メーターの設置について

警察庁交通局長から各地方機関の長等に対し、平成31年3月28日付けで、「より合理的な交通規制の推進について」（以下「本件通達」という。乙10）と称する通達が発出されているところ、同通達では、路上の駐車規制の一環として、一日の平均利用台数が一定数に満たないパーキング・メーターを撤去し、歩道の拡幅等の対策を検討すべきことが定められている（乙10「(2) 駐車規制」・2枚目）。

それゆえ、本件通りの整備工事に当たっても、本件通達に従い、既存のパーキング・メーター及び駐車ますの廃止の可否及び程度が勘案されることになる。

第6 事実の経緯

- 1 平成23年6月、千代田区は、学識経験者や地域関係者を構成員とする神田警察通り沿道まちづくり検討委員会での検討及び協議を経て、本件整備構想（乙3）を策定した。
- 2 平成25年3月、千代田区は、本件協議会での検討及び協議を経て、賑わいガイドライン（甲B2）を策定した。
- 3 平成28年3月18日以降にI期区間の整備工事が開始されたところ、同年10月11日、千代田区議会企画総務委員会（千代田区議会に設置された常任委員会（法109条）の一つである。）は、街路樹伐採の中止を求める陳情書（法124条、千代田区議会会議規則（昭和31年9月21日議決。以下「**本件会議規則**」という。乙11）90条及び85条参照）の提出を受けたため、同月17日に開催された同委員会において、当該陳情につき、法及び本件会議規則に基づく審査が行われた（法125条、同規則90条及び87条1項）。

その結果、同委員会は被告に対し、I期区間の街路樹を保存するため、同区間の整備工事の計画を見直すこと及び街路樹の在り方を含めた道路整備全般に係る指針を策定することを申し入れた（乙12。なお、法125条、本件会議規則90条及び89条2項参照）。

- 4(1) 上記3の申入れを受け、千代田区は、I期区間の工事計画の見直しに着手すると共に、当該見直しについて、東京都公安委員会（その窓口である警視庁）との間で協議（道路法（昭和27法律第180号）95条の2）を行った。

そして、千代田区は、平成29年4月7日に上記協議の一環として行われた警視庁との打合せにおいて、同庁から、I期区間に

限ってパーキング・メーター（及び駐車スペース）を撤去すれば、街路樹を保存したままでも、問題なく歩道の拡幅を行うことができるのではないかとの提案を受けた（乙13。なお、乙13は、本件通りの整備工事に係る設計業務の受注者である訴外株式会社高島テクノロジーセンター（以下「訴外高島テクノロジー」という。）に対し、発注者である千代田区が上記の警視庁との打合内容について電話で報告した内容が記録されたものである。）。

- (2) そもそも、賑わいガイドラインにおいては、当初からI期区間を含む本件通りのパーキング・メーターを原則全廃する旨がうたわれていた（甲B2・6頁）。

しかし、同ガイドライン策定後の警視庁との協議（道路法95条の2）の中で、本件通りにパーキング・メーター（駐車スペース）を廃止したとしても、荷捌き等の需要がある箇所では、結局、本件通り上での短時間の駐車を阻止することはできず、却って通行に支障が生じかねないことが問題視され（乙14・3枚目）、その後、本件協議会において、パーキング・メーター全廃に対する反対意見が出たこと（乙15・3及び4頁）や、荷捌き場所に関する実態調査の結果（乙16）等を踏まえ、千代田区では、本件通りにおけるパーキング・メーターの全廃は困難であるとの結論に達し、その旨、警視庁とも共有されていたところであった（乙17）。

なお、I期区間の荷捌き場所については、学校関係の停車車両が多いことを理由に、警視庁から、パーキング・メーターの残存を要求されたという経緯もあった（乙18）。

- (3) 上記(1)の提案を受けた後、千代田区においては、I期区間のパ

ーキング・メーター（駐車スペース）を全廃した場合の同区間の道路の設計案についての検討及び協議が進められるようになった。

その後、平成29年5月10日に、千代田区は、見直し後のI期区間の整備の方向性（パーキング・メーターを全廃し、同区間の街路樹を全て保存すること及びその場合の同区間の道路の線形案）について警視庁駐車対策課の了承を得た（乙18）。

5 平成29年7月24日に開催された本件協議会（第10回）において、当時、千代田区環境まちづくり部道路公園課長（以下「**道路公園課長**」という。）であった須貝誠一課長（以下「**須貝課長**」という。）は、乙19の1及び乙19の2等の資料を基に、見直し後のI期区間の整備の方向性について説明した（乙20・1ないし3頁）。

6 平成30年7月31日、I期区間の整備工事が竣工し、同区間の街路樹は、上記見直しのとおり、全て保存された。

7 平成31年3月、千代田区は、上記3の申入れを受け、道路整備方針（乙5）を策定した。

8 平成31年3月7日に開催された千代田区議会企画総務委員会において、本件通りのうち工事未了の区間（以下「**未整備区間**」という。）の街路樹の保存を求める陳情につき、法及び本件会議規則に基づく審査が行われた。

その結果、同委員会は、被告に対し、地域あるいは本件通り沿道の住民等に対し本件通りの整備工事について意見聴取を行い、その結果を報告すること等を申し入れた（乙21）。

9 令和元年7月8日に開催された本件協議会（第15回）において、道路公園課の担当者は、乙22等の資料を基に、現状の計画で

は、本件街路樹を保存すると、本工事区間における歩道につき２メートル以上の有効幅員や同区間の自転車走行空間につき１．５メートル以上の幅員を確保できないこと等を説明した（乙２３・１及び２頁、乙２２参照）。

かかる説明を踏まえ議論が交わされたものの、委員から、本件街路樹を植え替えないほうが良いという意見は出されなかった（乙２３・３頁参照）。

10 上記８の申入れを受け、千代田区は、令和元年１２月４日から翌年１月３０日にかけて、以下のとおり、本件通り（の未整備区間）の整備工事についての意向調査（以下「本件アンケート」という。）を実施した。

(1) 配付期間

令和元年１２月４日から同月１５日まで

(2) 回答期限

令和元年１２月６日から同月２５日まで

なお、千代田区は、上記期限終了後に回答されたものについても受領したところ、最終受領日は令和２年１月３０日だった。

(3) 対象及び配付方法

本件通りを中心として南北におよそ２００ｍ、東西に１４００ｍの帯状の範囲に存する住宅や事業所等を対象に、下記(4)の文書を郵便受けに投函する、扉に挟む又は直接手交するなどして配付したほか、上記範囲の沿道の地権者に対しては、返信用封筒を同封の上郵送した。

(4) 配付した文書

乙２４の１、乙２４の２及び甲Ａ１１のとおりである。

(5) アンケートの結果

配付数4704通に対し回答数は680通（回答率14.5%）であり、その回答内容は甲A12・2ないし6頁のとおりであった。

- 11 上記4(2)のとおり、本件通りにおいては、従前からパーキング・メーターを全廃することが困難であるとされていたところ、整備工事後のI期区間の駐車状況（乙25）や上記10のアンケート結果から、本件工事区間を含む未整備区間においては、より一層、パーキング・メーターを全廃することが難しいことが確認されるに至った。

すなわち、パーキング・メーターを全廃したI期区間では依然として路上（違法）駐車が発生しており、その状況は交通量が多い神田駅付近に近づくほど悪化する（交通への支障が生じやすくなる）ことが予想され（乙25）、また、本件アンケートにおいても、大型車両の長時間の路上駐車について「迷惑している」との回答が半数近く占めるなど、荷捌き等の駐車の必要性に配慮しつつ、違法駐車を抑制するための対策が不可欠であることが明らかとなった。

そこで、千代田区は、上記の対策として、本件工事区間を含む未整備区間において、短時間の駐車のための専用の駐車ます（駐車スペース）及びパーキング・メーターを整備する必要があると想到するに至った。

- 12(1) 令和2年2月19日に開催された本件協議会（第16回）において、道路公園課担当職員は、乙26のとおり、未整備区間の工事の方針として、既存の停車帯及び過剰なパーキング・メーターは廃止する一方で、各所に駐車ますを設けることで大型車両が物理的に駐車できなくなるようにし、また、設置する駐車ます及びパーキング・メーターの数については、本件通達に従い、既存の

パーキング・メーターの利用実態に即して整理する方向で進めたい旨を報告した（乙27・1頁）。

かかる説明に対し、各委員から異論は出ず、本件工事区間の道路の線形については、乙26のとおりとすることが了承された（乙27・2頁）。

- (2) 以上に加え、道路公園課担当職員は、本件アンケートの結果を報告の上、千代田区としては、歩道及び自転車走行空間の幅員確保のため、街路樹を撤去又は移植すべきと考えている旨説明をした（乙27・2頁）。

かかる説明を受け、各委員から意見が出されたものの、それぞれの意見に共通していたことは、身体障害者及び車椅子使用者、さらには自転車利用者が、安全かつ安心して本件通りを通行できるよう整備工事を行う必要があるという点であり、本件協議会全体としては、「ぜひ安全で安心な道路整備を進めてもらいたい」との意見に総括できるものであった（乙27・3頁）。

- 13 同年2月27日、千代田区は、道路法に基づく協議（同法95条の2）の一環として、警視庁と打合せを行い、本件通りの未整備区間における駐車ますの形状や設置数について、同庁から了承を得た（乙28・2枚目）。

- 14 同年6月22日に開催された千代田区議会企画総務委員会において、新たになされた未整備区間の街路樹の保存を求める2件の陳情につき、法及び本件会議規則に基づく審査が行われた。

その結果、同委員会は、被告に対し、未整備区間の街路樹を保存しつつ整備工事を実施した場合の想定を検討の上、学識経験者の意見を聞くなどし、本件通りの整備工事に係る計画についてさらに議論を重ねること等を申し入れた（乙29）。

15 上記14の申入れを受け、千代田区は、本件工事区間を含め、街路樹を保存した場合の整備想定（保存案）及び街路樹の植え替えを行った場合の整備想定（更新案）の検討を行うと共に、かかる両案について、同年7月30日から同年8月25日にかけて、藤井英二郎千葉大学名誉教授（以下「藤井教授」という。）を含む、計4名の学識経験者に対して意見聴取を実施した。

16(1) 同年12月2日に開催された本件協議会（第17回）において、道路公園課担当職員は、乙30の1を基に、千代田区において検討された保存案及び更新案の概要（乙31の1・3ないし6頁。なお、本件工事区間は、同資料3及び4頁に記載される「A区間」に該当する。）、及び、両案について学識経験者から聴取した意見の概要を説明した（乙31・2頁）。

かかる説明を踏まえて議論が交わされた結果、本件協議会の総意として、同協議会は千代田区に対し、安全・安心に通行できる道路整備を最優先とするべく、街路樹を植え替える方向（更新案）で整備工事を進めるよう求めることとされた（乙31・3頁）。

(2) それを受け道路公園課担当職員は、乙30の2を基に、賑わいガイドライン（甲B2・6頁）において、パーキング・メーターは「原則として廃止する」旨記載されているが、これまでの本件協議会での議論及び警視庁との協議等を踏まえ、「廃止」ではなく、その数を減少させる方向で本件通りの整備工事を進め、また、同ガイドライン上、I期区間及び本件工事区間が含まれる「歴史・学術ゾーン」では、「豊に育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウなど）」（甲B2・10頁）と記載されているが、これまでの本件協議会

での議論等を踏まえ、本件街路樹を全て更新する方向で本件工事を進めることとする旨説明した（乙31・3頁）。

かかる説明に対し各委員からの異論は出ず、上記の本件工事の方針が了承された（乙31・3頁、乙30の2）

- (3) その他、同協議会では、樹木の候補案及び植樹帯の整備等について説明も行われたところ（乙31・3頁、）、本件協議会としては、ヨウコウザクラの植栽を提案することとし、千代田区にその検討を委ねることとされた（乙31・7頁）。

- 17(1) 同年12月25日に開催された千代田区議会企画総務委員会において、須貝課長は、本件通りの整備工事に係る本件協議会におけるこれまでの協議及び検討の経過を説明すると共に、本件通りの街路樹の保存案及び更新案の概要、並びに両案に対する各学識経験者の意見内容を紹介した。

さらに、本件通りの整備工事の方針として、パーキング・メーターを「全廃」から「減数」に改めること、また、本件工事においては本件街路樹を全て更新する方向で進めること及びそれらの理由について説明すると共に、これらの工事方針及び本件工事区間において新たにヨウコウザクラを植栽する方向で検討を進めることについて、本件協議会において了承された旨、報告を行った（乙32・1ないし4頁）。

上記の報告に当たっては、上記の委員会に属する千代田区議会議員に対し、乙30の1及び乙30の2と同一内容の資料が配付されており、「協議会としては資料のとおりの方針でよいということが確認された」（乙32・3頁）とあるうちの「資料」とは、上記の配付資料のうち、乙30の2・2頁と同一の内容が記載されたものを指している。

なお、千代田区において、本件ガイドラインを甲B3のとおり
に修正することが決裁されたのは、令和3年9月15日である
(乙33)。

- (2) また、上記の委員会においては、新たになされた未整備区間の
街路樹の保存を求める陳情につき、法及び本件会議規則に基づく
審査が行われた。

その結果、同委員会は、被告に対し、現状実施されている本件
街路樹の移植適性診断の結果、移植可能とされた樹木を他に移植
するための予算計上を行うことを申し入れた(乙32・15及び
16頁)。

- 18 同年6月以降、千代田区は、本件街路樹の移植適性に係る診断を
委託の上実施していたところ、令和3年3月末までに、本件街路樹
のうち、委託時に現存していた31本(残りの1本は、診断委託後
に新植された。)のうち9本が「健全」であり(甲B16)、同じ
く、31本のうち1本が「移植可能」である(乙34)旨の診断結
果を得た。

なお上記診断の委託後に新植されたイチョウについては、当該診
断の対象となっていないものの、ただ、植栽後間もないことや、移
動に特段支障がないことなどから、千代田区において、移植可能と
判断されている。

すなわち、本件街路樹32本のうち2本が「移植可能」と判断さ
れたものである。

- 19 令和3年4月26日に開催された千代田区議会企画総務委員会に
おいて、新たになされた未整備区間の街路樹の保存を求める陳情に
つき、法及び本件会議規則に基づく審査が行われた。

その結果、同委員会は、被告に対し、千代田区民の理解が得られ

るよう、丁寧に本件通りの整備工事の計画を進めることを申し入れた(乙35)。

- 20 同年5月17日に開催された千代田区議会企画総務委員会において、新たになされた未整備区間の街路樹の保存を求める陳情につき、法及び本件会議規則に基づく審査が行われた。

その結果、同委員会は、被告に対し、千代田区民の理解が得られるよう、丁寧に本件通りの整備工事の計画を進めることを申し入れた(乙36)。

- 21 本件協議会の第18回会議は、コロナ禍の情勢に鑑み、同年5月28日付けで、書面上で開催された。

具体的には、千代田区から本件協議会の各委員に対し、第17回協議会議事要旨、本件工事区間の街路樹の取扱い(本件街路樹は全て更新し、ヨウコウザクラ(39本)を植栽する、本件街路樹のうち2本は移植する等)に係る資料(乙37の1)、街路樹及び植樹帯に植栽される樹種の候補に係る資料(乙37の2)並びに本件工事のスケジュールに係る資料(乙37の3)が郵送され、これに対する意見について、書面での回答を求めるというものである。

そして、以上の資料に記載された方向性につき、各委員から特段異論は出なかった(乙38)。

- 22 同年7月9日、被告は、本件工事について、法234条1項及び法施行令167条の6に基づき、入札の公告を行った(乙39)。

なお、上記入社は予定価格が300万円以上の建設工事であったため、法施行令167条の5第1項により、入札に参加するために必要な資格を定めて実施された(制限付き一般競争入札。千代田区建設工事制限付き一般競争入札実施要綱(乙40)2条1号及び3条参照)。

23 同年7月21日、千代田区は、上記19及び20の申入れを受け、千代田区のホームページ上に、本件工事の計画に関する情報の掲載を開始した(乙41)。なお、同ホームページには、「現況および整備計画比較イメージ図(2期区間)」と称する資料(乙2)がアップロードされ、本件工事に伴って本件街路樹が更新されることが明らかにされ、その後、同年8月26日には、文言上も、本件街路樹を伐採または移植し、ヨウコウザクラに植える旨が明記されるに至っている(乙42)。

24 同年8月25日、本件工事につき開札を行った結果、最低価格を提示した訴外大林が落札者として決定した(乙43)。なお、千代田区契約事務規則(昭和39年4月1日規則第2号。乙44)28条2項参照)。

25 同年9月21日に開催された千代田区議会企画総務委員会において、本件工事契約締結に係る議案が審議され、本件工事契約の締結について反対・賛成の各立場からの討論がなされた上で、賛成多数により可決すべきものとして決定された(甲A2・34頁)。

また、同委員会においては、未整備区間の街路樹の取扱いにつき意見交換の場を設けることを求める陳情につき、法及び本件会議規則に基づく審査も行われた。

その結果、同委員会は、被告に対し、本件通りの整備工事実施に当たっては、沿道住民の理解を得られるよう丁寧に進めることを申し入れた(甲A2・35頁)。

26 同年10月13日に開催された令和3年千代田区議会第3回定例会において、上記25の議案が賛成多数で可決された(甲A4)。なお、法96条1項5号及び千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月1日条例第5

- 号。乙45) 2条参照)。
- 27 同年10月14日、千代田区は、訴外大林との間で、本件工事契約を締結し(甲A4)、同年11月22日、千代田区は、訴外大林に対し、本件工事契約の約款(以下「**本件約款**」という。)第34条1項(甲A1・9頁)に基づき、前払金1億円を支払った。
- 28 同年12月4日、錦町一丁目町会長からの要望を受け、被告は、錦町一丁目町会の住民有志に対し、本件工事に係る説明会を実施した。なお、当該住民有志に対する説明会は、翌年1月8日にも実施された(甲A15参照)。
- 29 同年12月6日、訴外大林が、本件工事につき、現場での工事作業に着手したものの、神田警察通りの街路樹を守る会(以下「**守る会**」という。)から提出された街路樹の伐採をしないことを求める要望書等を踏まえ、被告は、事実上、同工事を一旦停止させた。
- 30 同年12月9日、千代田区は、上記25の申入れを受け、千代田区のホームページ上に、本件工事を含む、本件通りの整備工事の内容を説明するための動画の掲載を開始した(乙46)。
- 31 令和4年1月21日、被告は訴外大林に対し、本件工事を一時中止する旨の通知を行った(乙47)。
- 32 同年1月28日に実施された本件協議会(第19回)において、本件協議会の委員と守る会の会員との間で意見交換が実施された(乙48)。
- 33 同年3月10日に実施された本件協議会(第20回)において、再度、本件協議会の委員及び委員から推薦を受けた地域住民等と、守る会の会員及び守る会から推薦を受けた地域住民等との間で意見交換が実施された(甲A23参照)。
- 34 同年3月31日、千代田区は訴外大林に対し、本件工事の一時中

止期間を延長（更新）する旨の通知を行った（乙49）。

35 同年4月9日、本件協議会の委員と守る会の会員を含む地域住民同士の意見交換会が開催された。

36 千代田区において、上記32、33及び35の意見交換を経ても、本件協議会と守る会との間で、本件工事区間の街路樹の取扱いを巡る双方の意見は一致点を見出すことができず、この状況が長く続けば、意見の対立を深め、地域に亀裂を生じさせることにもなりかねないという認識に至ったため、同年4月11日、被告は、訴外大林に対し、本件工事の一時中止を解除する旨の通知を行った（乙50）。

37 同年4月25日夜から同月26日未明まで、訴外大林は、本件工事の現場での工事作業に着手したものの、住民らによる妨害に遭い、街路樹の伐採等を行うことができなかった。

38 同年4月27日、訴外大林は、住民らの妨害に遭いつつも、2本の街路樹を伐採した。ただし、その後は、住民らによる居座り等による妨害が継続していたため、本件街路樹の伐採作業は、事実上、実施できていない。

39 同年6月17日、千代田区監査委員は、原告らによる監査請求を棄却する旨の決定を行った（甲A25）。

40 同年7月4日、千代田区議会は、街路樹の更新を含む本件通りの整備工事の早期実施を求める旨記載された陳情書（甲B11の1）を受領した。

なお、同陳情書には、提出者のほか132名の署名がなされていた。

41 同年7月15日、千代田区監査委員は、原告参加人による監査請求を棄却する旨の決定を行った（甲B29）。

第7 被告の主張—本件訴状に対する反論—

1 上記第6の22、24、26及び27に記載のとおり、本件工事契約は、法及び施行令等の関係法令の規定に従い適法に締結されたものである以上、かかる契約に基づく前払金1億円の支出並びに本件残代金に係る支出命令及び狭義の支出が違法と評価されるべき理由はない。

これに対し、原告らは、大要、①本件工事契約締結の前提となる千代田区の判断は、同区に与えられた裁量権を逸脱濫用してなされたものであり、また、②当該判断に至る手続に重大な瑕疵があることから、かかる判断に基づいて締結された本件工事契約は違法・無効である旨主張するほか、③本件工事契約の締結を可決する旨の千代田区議会の議決は無効である、④本件工事契約には錯誤による瑕疵がある、また、予備的に、同契約は千代田区と訴外大林による通謀虚偽表示によって締結されたものであるなどとして、同契約が無効である旨主張する。

しかし、これらの主張は、以下のとおり理由のないものである。

2 上記1①及び②の主張について—主張自体失当であること—

(1) 原告らは、本件工事契約締結の前提となった千代田区の判断が違法であり、また、当該判断に至る手続に重大な瑕疵があるため、本件契約締結が違法である旨、縷々主張する（本件訴状第2の4・3ないし15頁）。

しかしながら、仮に本件契約締結が違法であったとしても、これによって直ちに同契約の私法上の効力が否定されるものではない。

(2) すなわち、判例は、法242条の2第1項1号に基づく差止請求がなされた事案において、「法令に違反して締結された契約の私法上の効力については別途考察する必要がある、かかる違法な

契約であっても私法上当然に無効になるものではない」とした上で、「法及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である」とし（最高裁判所昭和62年5月19日第三小法廷判決・民集41巻4号687頁）、また、同条項4号に基づき職員に対して損害賠償の請求をすることが請求された事案においては、「普通地方公共団体が締結した債務を負担する契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効ではない場合には、当該普通地方公共団体はその相手方に対しそれに基づく債務を履行すべき義務を負う」（最高裁判所平成25年3月21日第一小法廷判決・民集67巻3号375頁）としており、地方公共団体による契約締結が違法であることと、当該契約の私法上の効力とは別異に解すべきものとしている。

そして、上記各判例に照らせば、本件工事契約が仮に違法に締結されたものであったとしても、同契約の私法上の効力が否定されないかぎり、同契約の履行として前払金を支出すること及び残代金を支出することが違法となる余地はないというべきである。

(3) この点、原告らは、本件工事契約締結に係る判断内容及び当該判断の過程に瑕疵があるなどと縦々主張するものの、結局のところ、所論は、本件工事契約が違法に締結されたことを論ずるにとどまるものであり、同契約の私法上の効力が否定される理由については全く明らかにされていない。

(4) したがって、所論は、仮にこれが認められたとしても、それによって直ちに本件契約の履行としての支出の違法を導くものではないという意味において、主張自体失当といわざるを得ない。

3 上記1①及び②の主張について一主張に理由がないこと一

(1) 上記2の点を措くとしても、本件工事契約締結の前提となる千代田区の判断には、以下のとおり、何ら不合理な点はなく、また、かかる判断に至るまでの手続にも何ら瑕疵はないため、所論はいずれにせよ失当である。以下、原告らが本件訴状において整理した項目に従い、必要と認める範囲で反論をする。

(2) 歩道の有効幅員について（本件訴状・4ないし7頁）

ア 原告らの摘示するように、本件施行規則には、「主務省令で定める基準」（移動等円滑化法10条2項）にあるような、特定道路の歩道の有効幅員に関する経過規定は設けられていない。

しかしながら、移動等円滑化法はあくまで上記の基準を「参酌して」条例を定める旨規定しているのであって、必ずしも、市区町村の規則等において経過規定を設けることを義務付けているわけではない。

むしろ、経過規定の設けられていない千代田区では、特定道路の歩道につき、本件施行規則の定める有効幅員についての規定がより厳格に適用されることになる。

そして、このように本件施行規則に経過規定を設けず、同規則の厳格な適用を促進することは、車椅子使用者がすれ違えるだけの歩道幅員2メートル以上（乙9参照）の確保に資するものである以上、移動等円滑化法の趣旨（同法1条）により一層合致するものといえる。

それゆえ、本件施行規則に経過規定が設けられていないことについては、合理性が認められるべきである。

なお、東京都や一部の近隣区では、特定道路の歩道の有効幅員について定めた規則において経過規定を設けているようであ

るが、東京都の規則は都道に、近隣区の規則は同区域内の特別区道にそれぞれ適用されるにすぎないものであるから、かかる経過規定を設けた規則が存在するからといって、本件施行規則の合理性が左右されるものではない。

したがって、千代田区が、本件施行規則の規定に従い、本件工事区間の歩道の有効幅員を2.0メートル以上確保することとした点につき何ら違法はない。

イ この点、原告らは、本件施行規則について、本件工事区間の歩道の有効幅員を1.5メートルにできるよう柔軟に解釈すべき旨主張する。

しかし、原告らは、上記のような経過措置の範囲内で有効幅員を縮小しても実質的に違法ではないとするのみで、逆に、そのように解釈しないことがなにゆえ違法となるのか何ら明らかにしていない。

上記のとおり、本件工事区間の歩道の有効幅員を2.0メートル以上確保するとした千代田区の判断に何ら不合理な点はない以上、本件施行規則を原告らの主張のように柔軟に解釈しなければならない理由はないというべきである。

ウ また、原告らは、I期区間での整備工事において、本件施行規則の規定を緩やかに解した実績がある旨主張する。

しかしながら、同工事においては、歩道上、街路樹の樹木を挟んだ両側に1メートルずつの有効幅員を確保することができた結果、有効幅員「2メートル」の要件を満たすと判断されたものである（上記第6の4ないし6参照）。

したがって、同工事において、有効幅員についての上記の規定を緩和して解釈したという事実はなく、所論はそもそも根拠

のない主張といわざるを得ない。

なお、Ⅰ期区間の工事においては、上記第6の4のとおり、警視庁との協議を経て、同区間のパーキング・メーター（駐車スペース）を全廃することができ、その分、歩道上の街路樹よりも車道側のスペースを確保することができたものである。

しかし、本件工事区間においては、上記第6の11のとおり、パーキング・メーターを全廃することは困難であったため、Ⅰ期区間のように、街路樹の両側に有効幅員を確保するといった対応を採ることは不可能であった。

エ 以上によれば、千代田区が、本件工事区間において、歩道の有効幅員2メートル以上を確保することとし、これを前提として、本件街路樹を伐採する旨判断したことは何ら合理性を欠くものではない以上、かかる判断に裁量権の逸脱濫用はないというべきである。

(3) ヨウコウザクラの植栽について（本件訴状・7及び8頁）

ア 原告らは、本件工事区間に新たにヨウコウザクラを植栽することについて、それが最も効率的な運用となっているか十分に検討されたとは考えられず、千代田区の財産の管理方法や運用方法として適切さを欠いている旨主張する。

イ しかしながら、原告らの摘示する地方財政法（昭和23年法律第109号）8条は、「その所有の目的」に応じた効率的な運用がなされるべき旨規定するところ、道路の附属物である街路樹の運用については、当該道路空間への適性やその樹木自体の維持管理性を考慮の上、その効率性が判断されるべきである（乙5・4-9ないし4-11、参考-6参照）。

ウ そして、本件工事区間の歩道につき有効幅員2メートル以上

を確保する旨の判断に合理性があることは上記のとおりであるところ、かような歩道空間を確保する上で支障となる本件街路樹を伐採することは、何ら不合理とはいえない。

他方で、枝が広がらずに上方に伸びるとされるヨウコウザクラ（乙51）は、上記の有効幅員を確保することを前提としても、自然樹形（乙5・4-10参照）、すなわち、当該樹木本来の形を維持しながらの管理が可能である。また、2.5メートル以下の高さに下枝のないものを選定し管理すれば建築限界（道路構造令12条）に抵触することもないことから、同区間における街路樹として整合的といえる。さらには、乙51では、ヨウコウザクラが「街路樹向きの品種」と評されている。

エ この点、原告らが摘示する緑陰の問題は、樹木の本数を増やし、均等に植樹することで連続した緑陰を確保でき、また、植栽帯を設けて緑被率を高めるなどすれば一定の解決が図られるものである（なお、本件工事区間は多くの建物が立ち並ぶ区間であり、これらの建物によって日陰が生じる箇所においては、そもそも緑陰の問題が生じ得るのか疑問である。）。

オ したがって、新たに植栽する街路樹としてヨウコウザクラを選定したことは、本件工事区間における街路樹の運用として何ら合理性を欠くものではなく、地方財政法の規定に照らしても、その判断に裁量権の逸脱濫用はないというべきである。

(4) パーキング・メーターの全廃について（本件訴状・8及び9頁）

本件工事区間において、パーキング・メーターを全廃することができないと判断された経緯は上記第6の11のとおりである。

また、上記のとおり、本件工事区間の歩道の有効幅員を2.0

メートル以上確保するとした千代田区の判断は何ら不合理なものではない。

したがって、千代田区が、パーキング・メーターが全廃できないこと及び本件道路区間の歩道の有効幅員を2.0メートル以上確保する必要があることを前提として、本件街路樹を伐採すべき旨判断したことに裁量権の逸脱濫用はないというべきである。

(5) 住民に対する情報公開について（本件訴状・9及び10頁）

ア 原告らのいう「情報公開」の意義が不分明であるが、本件工事については、下記(7)のとおり、本件協議会や千代田区議会企画総務委員会を通じての情報提供及び千代田区ホームページ上での概要説明等によって、住民に対し、十分周知が図られたというべきである。

イ この点、原告らは千代田区職員らの発言を摘示の上、千代田区自身が、情報提供が不十分であったことを認めている旨主張するようである。

しかしながら、千代田区環境まちづくり部印出井一美部長（以下「印出井部長」という。）による「足らざるものがあった」（甲A8・3頁）との発言は、本件工事契約締結に至る過程において、工事計画の合意形成に向けて必要な手続は履践したものの、区報による周知を未だ行っていなかったこともまた事実であるから、区民への情報提供につきなお改善の余地があることを言及したものにすぎない。

また、「迷惑をかけた」との発言は、そもそも、令和4年3月14日の千代田区議会予算特別委員会において、千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課長によってなされたものである（甲A9）。

そして、その正確な発言内容は、「先般、そこの部分の問合せでちょっともたついた部分があり、ご迷惑をおかけしたのかなと思います。」であるところ（甲A9）、「そこの部分の問合せ」とは、別の機会になされた千代田区議会議員からの質問のことであり、「ちょっともたついた」とは、当該質問に対する上記課長の説明が「もたついた」ということである。

したがって、所論は、千代田区職員の発言を曲解するものにすぎず、失当である。

(6) 本件アンケートについて（本件訴状・10及び11頁）

ア 前提として、本件工事のような道路の整備工事に際し、沿道の住民等に対して意向調査（アンケート）を実施すべきことを定める法令上の規定はなく、現に、千代田区において、道路の整備工事に際して意向調査を実施した前例はなかった。

それにもかかわらず、千代田区は、住民らによる陳情に応えるべく、約4700通ものアンケート用紙を配付の上、本件アンケートを行ったものであるから、そのような対応が、沿道住民等の意向を汲むものとして不十分だったと評価される理由はない。

イ これに対し、原告らは、本件アンケートに際しての書類の配付方法に不備があるとか、また、回答率が低いなどと論難する。

しかし、アンケート用紙は本件通りを中心としてその形状に沿うようにして配付されたため、同じ町会内でも配付された住民と配付されなかった住民が混在したにすぎないところ、本件通り「沿道の」住民等の意向を確認するという本件アンケートの目的からすれば、かような配付方法が不合理なものといえな

いことは明らかである。

また、任意調査としてのアンケートの性質上、その回答率にはおのずから限界があるところ、14.5%という数値は、千代田区監査委員も指摘するように、過去の事例と比較しても極端に低いものではない（甲25・16頁）。

したがって、原告らの非難は当たらない。

ウ また、原告らは、アンケートの設問が極めて誘導的であり、千代田区が意図的に設けるべき選択肢を設けなかったなどと論難する。

しかし、原告らの摘示する「問8」の設問は、その全文を見れば明らかなように、まず、人々に潤いと安らぎを与えてくれるという街路樹の利点を指摘したのち、「一方で」として、当該街路樹の課題にも言及しているにすぎず（甲B26の1・2枚目）、かかる記載が、本件通りの街路樹の現状を説明する文面として不適切なものでないことは明らかであるから、設問の記載が誘導的との非難は当たらない。

また、同設問の「② 植替えを含めて課題解決をしてほしい」という選択肢は、その文言上、植替え以外の方法による課題解決を望む場合も当然含意するものである。それゆえ、原告らの摘示する「今ある街路樹を残して課題解決してほしい」といった選択肢をあえて設ける必要はない。

そして、課題解決は必要だが植替えは望まないという場合には、まず、同設問で「② 植替えを含めて課題解決をしてほしい」を選択し、次の「問9」において、「① 今と同じ樹種が良い」を選択すれば、その意向を表明できるものであるから、上記の非難は単に原告らの憶測を前提とするものにすぎない。

エ 以上のとおり、本件アンケートが不十分かつ不適切であるとする所論には理由がなく、本件アンケートの結果を、本件工事の計画についての協議や検討に当たって参考にすることについて、何ら不合理な点はない。

(7) 意見公募等が実施されていないとの点について（本件訴状・11
ないし13頁）

ア 上記第6の16(1)及び同(2)のとおり、本件工事に伴って本件街路樹を植え替えることは、本件協議会での協議を経て、同協議会です承されたのち、千代田区議会企画総務委員会においても報告されたものである。

そして、賑わいガイドラインの修正は、上記のような本件工事の方向性が固まったことを受け、その方向性（実態）と同ガイドラインの記載内容との乖離を改めるために行われたものである。

イ この点、原告らは、㊦本件街路樹の伐採が決定された段階及び㊧賑わいガイドラインを修正する段階で意見公募等の手続を行わなかったことを論難するようである。

確かに、㊦及び㊧の段階において、原告らの摘示するような意見公募及び住民説明会といった手続は実施されていないものの、それを前提としても、以下のとおり、本件街路樹を伐採する旨の判断の過程及び賑わいガイドラインの修正の手続に瑕疵があると評価される理由はない。

ウ 上記イ㊦について

本件街路樹を伐採（一部は移植）することは、あくまで本件工事の施行内容の一部であるところ、千代田区意見公募手続要綱（以下「本件手続要綱」という。乙52）及び同要綱10条

に基づき、千代田区副区長から、平成26年4月1日付けで発せられた依命通達（以下「**本件依命通達**」という。乙53）を見ても、本件工事のような道路工事の施行内容を決定するに際し、意見公募手続を行うべきことを定めた規定及び記載は存しない。

同様に、参画・協働ガイドライン（甲16）を見ても、道路工事に係る契約締結に際し、住民説明会等の実施を「必須」とするような記載はない。

したがって、原告らの摘示するような本件手続要綱及び参画・協働ガイドラインにおいて、本件工事の施行内容を決定する過程で意見公募手続及び住民説明会を実施することは求められていない以上、かかる手続が履踐されなかったことをもって、上記の決定の過程に瑕疵があることにはならない。

エ 上記イ④について

確かに、千代田区は、千代田区職員が本件協議会（第17回）等で説明したように、賑わいガイドラインの記載のうち、パーキング・メーターを「原則廃止」ではなく、その数を「減少する」に改め、道路整備に当たって活用すべき既存街路樹の具体例の記載について、「など」の文言を削除するといった修正を行った。

しかしながら、前者の修正は、「荷捌きや駐車制限」（甲B2・6頁、甲B3・6頁）という大元の方針を損なうものではなく、むしろ、パーキング・メーター廃止に伴う違法駐車を抑制し、適切な荷捌き及び駐車が行われるよう整備することを企図するものであり、また、後者の修正については、活用すべき街路樹の具体例として記載される「白山通りのプラタナス、

共立女子前のイチョウ」(甲B2・10頁、甲B3・10頁)が、いずれもI期区間の工事において保存され、その目的がおおむね達成されていたことを踏まえてのものである。

それゆえ、上記の修正は、いずれも、本件通りの整備工事の計画や方針等に関する本質的な内容を変更するものではないというべきであるから、本件依命通達にいう「方針・指針・構想の策定又は重要な改定」及び施設整備に係る「計画等の策定及び重要な変更」(乙53・下記(2)及び(3))や、参画・協働ガイドラインにいう「重要な方針等の策定または改定」(甲16)には該当しないというべきである。

したがって、上記修正の過程で必ずしも意見公募手続及び住民説明会が実施することが必須とはされていない以上、これらの手続が履践されなかったことをもって、当該修正の手続に瑕疵があることにはならない。

(8) 住民らに対する説明に欠けるところはなかったこと

ア 以上に加え、原告らは、賑わいガイドラインの修正に際し、その修正内容について、住民に対する説明を欠いていた旨論難する。

しかしながら、繰り返し述べているように、賑わいガイドラインの修正に当たっては、まず、本件工事の方針につき、本件協議会での了承を得た後、千代田区議会企画総務委員会においても報告されている。

そして、本件協議会は、沿道の町会及び商店会の代表者等、その地域を代表する者を構成員としている以上(乙4)、同協議会において協議された内容というのは、各町会の代表者を通じて、当該町会内において適切に情報共有されることが合理的

に期待されるものであり、また、千代田区区議会企画総務委員会は、原告らをはじめとする住民も傍聴できるのみならず、その議事録は千代田区議会ホームページ上で何人も閲覧可能である。

さらに、本件工事の計画が具体化した後は、同計画の概要が千代田区のホームページ上に掲載され（上記第6の23）、原告らをはじめとする住民において、容易に情報収集することが可能だった。

以上からすれば、賑わいガイドラインの修正に当たり、本件工事について、住民への情報提供や周知の機会を欠いていた又は不十分であったなどと評価される理由はないことは明らかである。

イ この点、原告らは、本件協議会及び同委員会において、賑わいガイドラインを修正することについて説明等がされていないと論難するが、千代田区職員は、修正の前提となる本件工事等の今後の方針について、同ガイドラインの従前の記載を指摘しつつ説明している以上、実質的には、上記の修正内容を報告しているのと同視できるといふべきである。

ウ また、原告らは、町会が機能不全に陥っていることを前提に、本件協議会が住民の意見を広く反映する機能を有しておらず、同協議会での情報共有のみでは不十分であった旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、本件工事の方向性については、本件協議会での情報共有のみならず、千代田区議会企画総務委員会においても報告されていたのである。

それゆえ、所論は、千代田区による情報提供等の一側面のみ

を捉えて論難するにすぎないものである以上、そもそも失当である。

また、この点を措くとしても、原告らは、町会の組織運営等の実態つき、何ら具体的な事情を明らかにしていないため、いかなる理由から町会が機能不全に陥っているというのか判然としない。

むしろ、守る会の会員は、令和4年1月28日に実施された本件協議会（第19回）での意見交換の場において、「我々の町会では、連合町会長会議や当協議会の内容はまず役員の中で共有され、必要な事項があれば婦人部まで共有され話し合ってきた。」などと言明しており（乙48・7頁）、町会における情報伝達の機能が喪失していないことは、当該会員も認めているところである。

以上からすれば、所論はその前提となる事実を欠くものともいうべきであり、いずれにせよ失当である。

エ 以上のとおり、本件街路樹の伐採を決定した過程及び賑わいガイドラインの修正の過程において、それらの手続に瑕疵があると評価される理由はない。

(9) 議論が打ち切られたとの点について（本件訴状・13及び14頁）

ア 原告らは、令和4年4月9日に実施された本件協議会の委員と守る会の会員との間の意見交換会の後、千代田区において、双方の意見は一致点を見出すことができない旨判断したことが違法である旨主張する。

しかし、上記の意見交換会やその結果を踏まえての千代田区の判断は、本件契約締結後の事情であり、かかる事情をもつ

て、なにゆえ本件契約が違法に締結されたと解するのか定かではない。

イ この点を措くとしても、上記第6の32及び33のとおり、本件協議会の委員と守る会の会員との間の意見交換は、令和4年1月28日に実施された本件協議会（第19回）及び同年3月10日の同協議会（第20回）においても実施されており、その他、千代田区は、守る会の会員を含む有志の住民を対象として、令和3年12月4日及び翌年1月8日にそれぞれ住民説明会を開催したものの、本件街路樹の取扱いについては見解の一致が見られなかったのである。

他方で、本件工事の早期実施を望む声もある中で（甲B11の1参照）、千代田区は、意見対立が激化し、地域に亀裂が入ることを未然に防止するため、これ以上の議論の場を設けないことを決定したものである。

かような千代田区の判断に、不合理な点がないことは明らかである以上、いずれにせよ、所論には理由がないというべきである。

(10) 以上のとおりであるから、上記1①及び②の主張はいずれにせよ理由がない。

4 上記1③の主張について

(1) 原告らは、千代田区職員が同区議会に対し、虚偽ないし不正確な説明を行ったことを前提に、本件工事契約締結に係る千代田区議会の議決は無効であり、実質的に議会の議決を経ずして締結された本件工事契約は法95条1項5号に反し無効であるなどと主張する（本件訴状第2の5・15ないし18頁）。

(2) しかし、本件工事契約締結について議決がなされたのは、令和

3年10月13日に開催された千代田区議会第3回定例会継続会においてであるところ、原告らが虚偽ないし不正確であるとする説明は、以下のとおり、いずれも、同定例会とは別の機会に開催された千代田区企画総務委員会においてなされたものであると解される。

そうすると、原告らは、上記定例会での審議自体にいかなる瑕疵があったのかという点について、何ら主張・立証していないに等しいのであるから、そもそも、同定例会の議決が無効であるとする前提を欠いているといわざるを得ない。

- (3) 以上の点を措くとしても、千代田区職員の区議会に対する説明が虚偽ないし不正確であるとする点は以下のとおり理由がない。

ア 印出井部長の説明について

原告らは、令和3年9月21日に開催された千代田区企画総務委員会での印出井部長による「幅広く地域の事情に通じる方々にご参画いただきながら10か年にわたって議論してきた」（甲A2・6枚目）との発言が虚偽であるとする。

しかし、印出井部長の発言のうち「10か年にわたって議論してきた」とあるのは、本件工事区間の整備に関してのみならず、本件通り沿道のまちづくりに関する議論も含め、その期間が「10か年」であるとしている（甲A2・6頁）。

また、本件協議会の構成員である町会や商店会の代表者等は、一般的に当該地域の事情に通じる者といえ、また、同協議会は、本件通り沿道の町会の代表者を漏れなく構成員としている以上、「幅広く地域の事情に通じる方々にご参画頂いた」との発言に何ら虚偽はない。

したがって、原告らが虚偽とする点は、印出井部長の発言の

内容及びその趣旨を著しく曲解するものであると言わざるを得ない。

イ 有識者らの意見が歪曲されて伝えられたとの点について

原告らは、令和2年12月25日に開催された千代田区企画総務委員会において配付された資料（甲21）を根拠として、同委員会の場で、街路樹の保存を優先すべきとした専門家の意見が更新案として使用され、かかる意見が歪曲して伝えられたなどと主張する。

確かに、甲21は、本件街路樹を保存する案及び更新する案の両案について、それぞれ、学識経験者の意見を記載するという体裁をとっている（当該学識経験者らが、保存案に立っているのか又は更新案に立っているのかといった観点から記載されているものではない）ため、その資料からは、各学識経験者自身がいずれの見解に立っているか明らかとなるものではない。

しかしながら、「保存案についての意見」の中には、「保存を優先すべき」との意見を述べた学識経験者がいることが明記され、また、上記の委員会においても、須貝課長から、保存を優先すべきとの意見があったことが明確に説明されており（乙32・2頁）、この点については、意見内容が歪曲して伝えられたということはない。

したがって、「保存を優先すべき」との意見があったことは、上記の委員会での審議の前提となっているといえる以上、原告らの摘示する事情は、同委員会における審議の有効性を何ら左右するものではないというべきである。

ウ 移動等円滑化法に係る説明が不十分であったとの点について
本件施行規則上の有効幅員に係る規定を緩和して解釈すべき

理由がないことは上記3(2)のとおりである。

それゆえ、千代田区議会において、千代田区職員が、同規則の規定に基づき、本件工事区間の歩道の有効幅員を2メートル以上設ける必要がある旨説明したことに何ら不合理な点はない。

したがって、かような説明が不正確であるとする所論には理由がない。

- (4) 以上のとおり、千代田区職員による千代田区議会に対する説明内容に、本件工事契約締結に係る議案の議決の効力に影響するような虚偽又は不正確な点がなかったことは明らかであるから、いずれにせよ、所論は前提を欠き失当である。

5 上記1④の主張について

- (1) 原告らは、本件工事契約に係る意思表示には錯誤がある、また、予備的に、同契約は千代田区が訴外大林と通じてした虚偽表示によって締結されたものであるなどとして、本件工事契約が無効である旨主張する。
- (2) しかしながら、千代田区及び訴外大林において、本件工事契約に基づいて本件街路樹を伐採することにつき認識の齟齬はなく、また、本件街路樹の伐採は、同街路樹が損傷し、又は腐朽化が進んでいるからではなく、本件工事の施行上必要だから実施されるにすぎない。すなわち、本件街路樹が原告らのような「枯損木」に該当することが、同街路樹伐採の動機となっているわけではない。

したがって、本件街路樹を伐採することにつき、千代田区にも訴外大林にも民法95条1項各号に規定される錯誤は存しない以上、所論は失当である。

(3) また、上記のとおり、本件街路樹を伐採することは、千代田区及び訴外大林の真意にほかならず、千代田区及び訴外大林は、かかる真意に基づいて本件工事契約を締結するのであるから、同契約に係る意思表示が虚偽であったという事実はない。

したがって、本件工事契約が、千代田区が訴外大林と通じてした虚偽表示によって締結されたとする所論は失当である。

6 小括

以上のとおり、原告らの主張は、いずれも、本件契約に基づく前払金及び本件残代金の支出が違法であることの理由には到底なり得ないものであるから、主張自体失当ないし失当というべきである。

したがって、原告らの主張に理由がないことは明らかであるから、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

以 上

附 属 書 類

1 証拠説明書	1 通
2 乙第1号証ないし乙第53号証	各1通
3 代理人指定書	1通